

山梨県公報

第二十号

令和元年

七月十八日

木曜日

目次

○山梨県条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定の一部改正……………	一六九
○山梨県ひとり親家庭実態調査の実施……………	一六九
○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定……………	一六九
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………	一七〇
○保安林の指定の予定(二件)……………	一七〇
○道路の区域変更……………	一七〇
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………	一七一
○令和元年度クリーニング師試験の実施……………	一七一
○換地処分の実施……………	一七二
○土地改良区役員の退任及び就任……………	一七二
○公共測量の実施(二件)……………	一七四
○公安委員会……………	一七四
○一般競争入札について……………	一七四

告示

山梨県告示第四十八号

山梨県条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定(平成二十三年山梨県告示第五百二十号)の一部を次のように改正する。

令和元年七月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

二の表に次のように加える。

七

令和元年六月

学校法人帝京大学帝

甲府市北口二丁目十五番四号

二十七日

京山梨看護専門学校

山梨県告示第四十九号

令和元年度山梨県ひとり親家庭実態調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(平成二十年山梨県条例第五十号)第三条第二項の規定により、告示する。

令和元年七月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査の名称 山梨県ひとり親家庭実態調査
- 二 調査の目的 この調査は、県内の母子世帯及び父子世帯の実態を把握し、今後の福祉行政諸施策推進のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 三 報告を求める事項
 - 1 世帯に関する事項
 - 2 住居に関する事項
 - 3 職業及び生計に関する事項
 - 4 児童に関する事項
 - 5 生活に関する事項
 - 6 福祉制度に関する事項
 - 7 悩みや福祉行政への要望に関する事項
- 四 基準となる期日 令和元年八月一日
- 五 報告を求める者
 - 1 調査地域 山梨県全域
 - 2 調査対象 県内に居住する母子世帯及び父子世帯から無作為に抽出した世帯
- 六 報告を求めるために用いる方法 自計式調査とし、調査票の配布は市町村窓口において行い、調査票の回収は市町村窓口において又は郵送により行う。
- 七 報告を求める期間 令和元年八月一日から同月三十一日まで

山梨県告示第五十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年七月十八日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 指定する区域 甲斐市中下条字東河原二千番十一及び二千番十二の各一部
 - 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
 - 三 指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

山梨県告示第五十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によつて汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年七月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定する区域 甲斐市中下条字東河原二千番一及び二千番十一の各一部並びに二千番十の全部
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

山梨県告示第五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和元年七月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡早川町初鹿島字大久保八五九の一、八五九の六、字大入五三二の一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大久保八五九の一・字大入五三二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和元年七月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡南部町本郷字谷津九三一四の一、九三二二、九三二三
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字谷津九三一四の一・九三二二・九三二三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から令和元年八月八日まで一般の縦覧に供する。

令和元年七月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐岩間停車場西島線
- 三 道路の区域